

# 運営規程

社会福祉法人博愛会

就労継続支援 A 型事業 ・ 就労継続支援 B 型事業

就労支援 ときぞう

#### (目的)

第1条 この運営規定は、社会福祉障がい者総合支援法人博愛会（以下「事業者」という。）が設置するあそしえ（以下「事業者」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の指定就労継続支援A型事業（以下「就労継続支援A型」という。）及び指定就労継続支援B型事業（以下「就労継続支援B型」という。）を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重した適切な福祉サービスの提供を確保するために必要な事項を定めます。

#### (運営の方針)

第2条 就労継続支援A型の実施にあたっては、事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

2 就労継続支援B型の実施にあたっては、事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3 就労継続支援A型及び就労継続支援B型の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の居住する市町村及び他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めます。

4 前各項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障がい者総合支援法律（以下「障がい者総合支援障がい者総合支援法」という。）及び「障がい者総合支援障がい者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほかその他関係障がい者総合支援法令等を遵守します。

#### (事業者の名称等)

第3条 事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 就労支援 ときぞう
- (2) 所在地 鳥取県米子市一部379-3

#### (事業の実施地域)

第4条 実施地域は米子市・境港市・日吉津村・南部町・大山町・伯耆町とする。  
ただし、実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合もある。

#### (職員の職種等)

第5条 事業者における職員の職種、員数及び職務の内容

- (1) 就労継続支援A型
  - ア 管理者 1名（常勤職員1名）

管理者は、事業の管理運営などに関することを行う。

イ サービス管理責任者 1名（常勤職員1名）

サービス管理責任者は、次の業務を行います。

- ① 障がい者総合支援法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容を検討します。
- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、その他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及び達成時期、提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画（以下、個別支援計画という。）の原案を作成します。
- ③ 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画書を利用者に交付します。
- ④ 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画書を更新します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業者以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を的確に把握します。
- ⑥ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように必要な支援を行います。
- ⑦ 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。

ウ 職業指導員 1名（職員 1名）

職業指導員は、個別支援計画に基づき生産活動の場の提供と支援を行います。

エ 生活支援員 1名（職員 1名）

生活支援員は、個別支援計画に基づき日常生活の支援を行います。

(2) 就労継続支援B型

ア 管理者 1名（常勤職員 1名）

管理者は、事業の管理運営などに関することを行います。

イ サービス管理責任者 1名（職員 1名）

サービス管理責任者は、次の業務を行います。

- ① 障がい者総合支援法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容を検討します。
- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、その他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画（以下、個別支援計画という。）の原案を作成します。

③ 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画書を利用者に交付します。

④ 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画書を更新します。

⑤ サービスの提供にあたっては、指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業者以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。

⑥ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

⑦ 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。

ウ 職業指導員 1名（職員 1名）

職業指導員は、個別支援計画に基づき生産活動の場の提供と支援を行います。

エ 生活支援員 1名（職員 1名）

生活支援員は、個別支援計画に基づき日常生活の支援を行います。

（利用定員）

第6条 利用定員は、次のとおりです。

（1） 就労継続支援A型 10名

（2） 就労継続支援B型 10名

（対象者）

第7条 市町村が発行する障がい福祉サービス受給者証を受けている方。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業者の営業日及び営業時間は、下記のとおりです。

（1） 就労継続支援A型

ア 営業日 月曜日から土曜日

ただし、営業日数は各月の日数から8を減じた日数の範囲です。

イ 営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで

ウ サービス提供時間 午前9時30分から午後15時30分まで

エ 就労継続支援A型の利用者の雇用条件は、労働条件通知書に記載する。

（2） 就労継続支援B型

ア 営業日 月曜日から土曜日

ただし、営業日数は各月の日数から8を減じた日数の範囲です。

イ 営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで

ウ サービス提供時間 午前9時30分から午後15時30分まで

（サービスの内容等）

第9条 事業所で行うサービスの内容は、下記のとおりです。

(1) 就労継続支援A型

- ア 個別支援計画の作成
- イ 食事の提供
- ウ 身体等の介護
- エ 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- オ 雇用契約の締結による就労の機会の提供及び清掃業務
- カ 実習先企業等の紹介
- キ 求職活動支援
- ク 職場定着支援
- ケ 生活相談
- コ 健康相談
- サ 訪問支援
- シ 送迎サービス
- ス 施設外就労支援

(2) 就労継続支援B型

- ア 個別支援計画の作成
- イ 食事の提供
- ウ 身体等の介護
- エ 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- オ 就労の機会の提供及び生産活動
- カ 実習先企業等の紹介
- キ 求職活動支援
- ク 職場定着支援
- ケ 生活相談
- コ 健康相談
- サ 訪問支援
- シ 送迎サービス
- ス 施設外就労支援

(試用期間)

第10条 就労継続支援A型の利用については、パートタイマー職員の就業及び給与等に関する規則第9条第1項によるものです。

(雇用契約の締結等)

第11条 事業者は、就労継続支援A型の提供にあたっては、試用期間終了後、利用を継続する場合に、利用者と雇用契約を締結します。

(求職活動ならびに施設外就労の実施)

第12条 事業者は、職場実習など事業者以外での活動の内容として、企業から請負っ

た作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する事により、利用者の生産活動の場の拡充と社会適応支援に努めます。

（職場定着支援の実施）

第13条 事業者は、利用者の就職後の職場定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、相談支援など継続的に努めます。

（生産活動）

第14条 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえて行うように努めます。

2 事業者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮します。

3 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図れるよう、利用者の特性等を踏まえた工夫を行います。

4 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、作業環境を整備し、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を行います。

（就労継続支援A型の生産活動の内容）

第15条 就労継続支援A型での生産活動は、次のとおりです。

- （1） 清掃業務
- （2） 介護補助業務
- （3） あん摩マッサージ指圧業務

（就労継続支援A型の就労時間及び作業時間）

第16条 雇用契約を締結した利用者に係る1日の労働時間は5時間とし、雇用契約書を交わします。

2 1日の所定の作業時間は、午前9時から午後3時30分のうち5時間です。

（報酬の支払い）

第17条 就労継続支援A型の利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準障がい者総合支援法（昭和22年障がい者総合支援法律第49号）及び最低賃金障がい者総合支援法（昭和34年障がい者総合支援法律第137号）その他関係障がい者総合支援法令に基づき鳥取県が定める最低賃金相当額以上を賃金として支払います。

2 就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払う。ただし、利用者に支払う一月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないこととします。

3 事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、報酬を高めるよう努めます。

(留意事項)

第18条 サービスの利用にあたってその家族は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者やその家族に迷惑を及ぼすような言動をしてはなりません。

(地域との連携)

第19条 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民との連携および協力を行う等の地域との交流に努めます。

(利用者から受領する費用の額等)

第20条 就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供した場合は、利用者から当該就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けることとします。

2 事業者が利用者によってサービスの費用を国から受ける法定代理受領を行わない就労継続支援A型・就労継続支援B型を提供した際は、利用者から障がい者総合支援法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は障がい者総合支援法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に100分の90(障がい者総合支援法第31条の規定が適応される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けることとします。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収します。

(1) 食事の提供に係る費用

(2) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる実費相当額

4 前項の費用の額に係るサービスの提供をする場合は、あらかじめ、利用者に当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとします。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付することとします。

(利用者負担額等に係る管理)

第21条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に他の指定障がい福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障がい福祉サービス等」という。)を受けた時は、利用者が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から障がい者総合支援法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとします。この場合において、利用者負担額等合計額が、障がい者自立支援法施行令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は障がい者自立支援法施行令第21条第1項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知します。

(非常災害対策)

第22条 事業者は、消火その他の非常災害に際して必要となる設備を設けるとともに、非常災害に関する災害対策計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを計画的に従業者に周知させることとします。

(緊急時等における対応方障がい者総合支援法)

第23条 現に就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスの提供をしている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に連絡をするなどの必要な措置を講ずることとします。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとします。

3 就労継続支援A型・就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとします。

4 就労継続支援A型・就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

第24条 事業者は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明します。

(虐待防止)

第25条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずることとします。

(1) 人権の擁護・虐待等の防止に関する委員会を設置し、それに基づいて担当者を選定します。

(2) 虐待を防止するための支援員等に対する研修の実施

(3) 成年後見制度の利用支援

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待等の防止のために必要な措置

(衛生管理等)

第26条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管

理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

#### (成年後見制度の活用支援)

第27条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

#### (個人情報保護)

第28条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する障がい者総合支援法律(平成15年障がい者総合支援法律第57号)その他関係障がい者総合支援法令等を遵守し、適正に取り扱うこととします。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持することとします。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

4 事業者は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ることとします。

#### (苦情解決)

第29条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図ります。

2 事業者は、社会福祉障がい者総合支援法第83条に規定する運営適正化委員会が障がい者総合支援法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力することとします。

#### (勤務体制の確保等)

第30条 従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修を下記のとおり行います。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職場におけるハラスメントの防止)

第31条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第33条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する就労継続支援A型・就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 事業者は、就労継続支援A型・就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉障がい者総合支援法人博愛会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年12月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 9月15日から施行する。